

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

28 原機（大安）115

平成 29 年 3 月 24 日

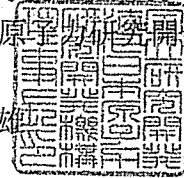
原子力規制委員会 殿

届出者

住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1

氏名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄



担当者

所 属：大洗研究開発センター

安全管理部 危機管理課

電 話：029-266-7452

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を修正したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業者の名称及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター 茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	別紙のとおり
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成 29 年 3 月 24 日
協議した都道府県知事及び市町村長	茨城県知事 橋本 昌 大洗町長 小谷 隆亮 鉾田市長 鬼沢 保平
予定される要旨の公表の方法	・報道機関への公表 ・インターネットでの公開

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人の自署するものとする。

別紙

当防災業務計画において大洗研究開発センターが包含する原子炉等規制法に基づく許可事業所

事業所の名称	大洗研究開発センター（北地区）
事業所の場所	原子炉施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町字新堀 3607 番地 核燃料物質使用施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番
許可年月日	原子炉施設設置許可 昭和 43 年 9 月 18 日 核燃料物質使用許可 昭和 42 年 12 月 2 日
所管省庁	原子力規制委員会 原子力規制庁

事業所の名称	大洗研究開発センター（南地区）
事業所の場所	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番
許可年月日	原子炉施設設置許可 昭和 43 年 11 月 8 日 核燃料物質使用許可 昭和 44 年 3 月 1 日
所管省庁	原子力規制委員会 原子力規制庁

事業所の名称	大洗研究開発センター
事業所の場所	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番
許可年月日	廃棄物管理事業許可 平成 4 年 3 月 30 日
所管省庁	原子力規制委員会 原子力規制庁

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大 洗 研 究 開 発 セ ン タ ー
原 子 力 事 業 者 防 災 業 務 計 画

平 成 2 9 年 3 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大 洗 研 究 開 発 セ ン タ ー

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画実施の基本方針	3
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	3
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	3
第2章 原子力災害事前対策の実施	4
第1節 原子力防災体制の整備	4
1. 原子力防災組織	4
2. 原子力防災要員	4
3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務	5
第2節 原子力防災組織の運営	5
1. 現地対策本部等の設置及び解散	5
2. 権限の行使	6
3. 原子力防災要員等の招集	6
4. 通報連絡の経路	6
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	7
1. 放射線測定設備の設置及び検査	7
2. 原子力防災資機材及びその他の資機材の整備	7
3. 活動拠点施設及び避難場所の整備	8
4. 緊急時医療	8
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料等の整備	8
1. O F C等に備え付ける資料	8
2. 緊急時対策所に備え付ける資料	8
第5節 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施	8
1. 原子力防災教育	8
2. 原子力防災訓練	9
第6節 関係機関との連携	9
1. 国との連携	9
2. 地方公共団体との連携	10
3. 防災関係機関等との連携	10
4. O F C及び原子力緊急時支援・研修センターとの連携	11
第7節 事業所外運搬事故における事前措置	11
1. 事業所外運搬事故における事前措置	11
2. 事業所外運搬事故における体制整備	11

第3章	緊急事態応急対策等の実施	12
第1節	初期対応	12
1.	現地対策本部の設置	12
2.	通報連絡	12
3.	情報の収集と提供	12
4.	大洗研究開発センター外関係機関との連絡方法	13
5.	通話制限	13
第2節	応急措置	13
1.	応急措置の実実施計画	13
2.	応急措置の実施	13
3.	事業所外運搬における応急措置	15
4.	応急措置の実施報告	16
5.	原子力防災要員等の派遣	16
第3節	緊急事態応急対策	16
1.	緊急事態該当時の対応	16
2.	内閣府対策本部等への報告方法	16
3.	応急措置の継続実施	17
4.	事業所外運搬事故における対策	17
5.	原子力防災要員等の派遣	17
第4章	原子力災害中長期対策	18
第1節	緊急事態応急対策等の報告	18
第2節	復旧対策	18
1.	復旧計画の策定及び復旧対策の実施	18
2.	被災者の相談窓口の設置	18
3.	現地対策本部の解散	18
4.	原因究明と再発防止対策の実施	18
5.	原子力防災要員等の派遣	18
第5章	その他	20
第1節	他の原子力事業者への協力	20
参考資料		21
原子力事業者防災業務計画改訂の履歴		22

別図、別表、様式一覧

別図－１（１）大洗研究開発センター原子力防災組織（現地対策本部の体制）	23
別図－１（２）機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織	24
別図－２（１）大洗研究開発センター外通報連絡系統	25
別図－２（２）大洗研究開発センター内通報連絡系統	26
別図－３ 大洗研究開発センター敷地周辺の放射線測定設備	27
別図－４ 原子力防災資機材の保管場所	28
別図－５ 緊急時対策所（現地対策本部）及び現場指揮所	29
別表－１ 原災法に係る対象施設	30
別表－２ 原子力防災要員の職務と配置	31
別表－３ 原子力防災管理者の代行順位	32
別表－４ 原子力防災資機材一覧	33
別紙 排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	34
別表－５ 放射線測定設備の種類	35
別表－６ 気象観測設備	35
別表－７ 原子力災害対策活動で使用する資料	36
別表－８ 原子力防災教育の内容	37
別表－９ 原子力防災訓練の内容	38
別表－１０（１）特定事象応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与	39
別表－１０（２）緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与	40
別表－１０（３）原子力災害中長期対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与	41
別表－１１ 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準	42
別表－１２ 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態の基準及び事象	45
様式 1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	48
様式 2 原子力防災要員現況届出書	49
様式 3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	50
様式 4 放射線測定設備現況届出書	51
様式 5 原子力防災資機材現況届出書	52
様式 6－1 特定事象発生通報	53
様式 6－2 特定事象発生通報	54
様式 7－1 異常事態連絡様式（第 報）	55
様式 7－2 異常事態連絡様式（第 報）	56
様式 8－1 応急措置の概要報告	57
様式 8－2 応急措置の概要報告	58
様式 9 防災訓練実施結果報告書	59

第1章 総 則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）大洗研究開発センターのうち、原災法第2条第3号に該当する原子炉施設、核燃料物質使用施設及び廃棄物管理施設における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力災害中長期対策の実施等について定め、原子力災害の発生予防に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大防止及び原子力災害の復旧に関し、円滑かつ適切な遂行を図ることを目的とする。

別表－1に原災法に係る対象施設を示す。

なお、大洗研究開発センターが包含する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）に基づく許可事業所名は、参考資料のとおりである。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、国民の生命、身体及び財産に生ずる被害をいう。

2. 特定事象

原災法第10条第1項に規定する基準又は事象をいう。

3. 原子力緊急事態

原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で大洗研究開発センター外へ放出された事態をいう。ただし、大洗研究開発センター外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外へ放出された事態をいう。

4. 原子力災害事前対策

原子力災害の発生を未然に防止するために実施すべき対策をいう。

5. 応急措置

大洗研究開発センターにおいて、特定事象が発生した場合に、原子力防災管理者が原子力防災組織に行わせる原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置をいう。

6. 原子力緊急事態宣言

原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。

7. 原子力緊急事態解除宣言

原災法第15条第4項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。

8. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下同じ。）の拡大の防止を図るために実施すべき応急の対策をいう。

9. 原子力災害中長期対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るために実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

10. 原子力防災管理者

原災法第9条第2項に定める原子力防災組織を統括するものとし、大洗研究開発センターの所長とする。

11. 原子力事業者

次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

イ 規制法第13条第1項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。この号において同じ。）を受けた者

ロ 規制法第23条第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者

ハ 規制法第43条の4第1項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者

ニ 規制法第44条第1項の規定に基づく再処理の事業の指定を受けた者

ホ 規制法第51条の2第1項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者

ヘ 規制法第52条第1項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）

12. 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

13. 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。

14. 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する機関をいう。

15. 所在都道府県

大洗研究開発センターが所在する茨城県をいう。

16. 所在市町村

大洗研究開発センターが所在する大洗町及び鉾田市をいう。

17. 関係周辺市町村

大洗研究開発センターに関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につき大洗研究開発センターの原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると茨城県知事が認めた市町村をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画実施の基本方針

この計画は、原災法、防災基本計画及び地域防災計画に沿って作成するものとし、その実施に当たっては、関係省庁、所在地方公共団体及びその他の関係諸機関と緊密な連携を図り、防災業務が総合的かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の運用に当たっては、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策の各段階において、災対法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

- (1) 防災基本計画 第12編 原子力災害対策編
- (2) 茨城県、大洗町及び鉾田市の原子力災害に関する地域防災計画（原子力災害対策計画編）
- (3) 関係周辺市町村の地域防災計画

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

1. 原子力防災管理者は、地域防災計画に抵触しないことについての確認を含め、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正しなければならない。

なお、検討の結果について、修正の必要がない場合であっても、その旨を原子力防災専門官及び茨城県、大洗町、鉾田市の原子力防災担当課長に報告するものとする。

2. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、原子力防災専門官の指導及び助言を受けるものとする。
3. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは修正しようとする日の60日前までに、この計画の修正案を提出し、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長と協議しなければならない。
4. 理事長は、この計画を修正したときは速やかに、様式1によって内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表しなければならない。

また、国に提出した様式1の写し及びこの計画の要旨を、茨城県、大洗町及び鉾田市の原子力防災担当課長宛てに提出するものとする。

第2章 原子力災害事前対策の実施

原子力災害の発生を未然に防止するため、規制法等に基づき、原子力施設の設計、建設、運転の各段階及び核燃料物質等の事業所外運搬において、多重防護の考えにより安全を確保するとともに、平常時から原子力防災体制、原子力災害現地対策本部の運営、茨城県原子力防災連絡協議会の場合等を通じて関係機関との事故時の連絡体制等以下の各項目等に関連する密接な連携、放射線測定設備及び原子力防災資機材、防災教育、防災訓練等の原子力災害事前対策について整備しておくとともに、自衛消防体制の充実強化に努めるものとする。

第1節 原子力防災体制の整備

1. 原子力防災組織

(1) 原子力防災組織の設置

原子力防災管理者は、この計画に従い、原子力災害の発生を未然に防止するための平常時の対策を講じておくとともに、万一原子力災害が発生した場合に、その拡大防止及び復旧を図るために必要な業務を行う原子力防災組織として現地対策本部を設置する。

(2) 原子力防災組織の構成

現地対策本部は、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員及びその他の原子力災害対策を担当する従業員（以下「原子力防災要員等」という。）で構成する。

別図－1(1)に大洗研究開発センター原子力防災組織（現地対策本部の体制）を示す。

(3) 機構本部

理事長は、大洗研究開発センターが行う原子力災害対策活動を支援する組織として機構対策本部を組織するとともに、必要に応じて大洗研究開発センターの支援組織として敦賀事業本部及び大洗研究開発センター以外の事業所等に支援本部を組織する。

別図－1(2)に機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織を示す。

2. 原子力防災要員

(1) 原子力防災要員の配置

原子力防災管理者は、原子力災害の発生又は拡大を防止するための業務に従事させるために、原子力防災組織に原子力防災要員を置く。

(2) 原子力防災要員の選任

原子力防災管理者は、大洗研究開発センター原子力防災組織の構成員の中から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は、原子力災害が発生した場合、直ちに別表－2に定める業務を行う。

(3) 原子力防災管理者は、原子力防災要員等のうちから、次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておく。

① 原子力規制庁緊急時対策センター（以下「ERC」という。）、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）（以下「OFC」という。）並びに茨城県知事、大洗町長、鉾田市長、関係周辺市町村長及び原子力緊急時支援・研修センターの実施する緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策への協力

② 他の原子力事業者に係る緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策への協力

(4) 原子力防災要員の現況届

理事長は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、その現況について、置いた日又は変更の日から7日以内に、様式2によって原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長に届け出る。

3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。

- ① 原子力防災組織の統括
- ② 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備
- ③ 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施
- ④ 関係機関への通報連絡体制の整備及び通報連絡の実施
- ⑤ 応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策の実施
- ⑥ 関係機関との連携
- ⑦ 他の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力

なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。

(2) 副原子力防災管理者の選任

- ① 原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐させるため複数の副原子力防災管理者を置く。
- ② 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者が大洗研究開発センターに不在の際は、別表－3に定める代行順位に従い原子力防災管理者の職務を代行する。
- ③ 代行する副原子力防災管理者が不在の場合は、あらかじめ指名された他の副原子力防災管理者から別表－3に定める代行順位に従い、原子力防災組織を統括する。

(3) 原子力防災管理者等の選解任届

理事長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、選解任の日から7日以内に、様式3によって原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長に届け出るものとする。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 現地対策本部等の設置及び解散

(1) 現地対策本部の設置

- ① 原子力防災管理者は、特定事象が発生した又は発生するおそれがある場合、直ちに大洗研究開発センター内に防災体制を発令するとともに、原子力防災要員等を一斉放送又は緊急連絡システムで招集し、速やかに大洗研究開発センターに現地対策本部を設置する。
- ② 現地対策本部は、別図－1(1)に示す原子力防災組織で構成する。
- ③ 原子力防災管理者は、現地対策本部長としてその職務を遂行する。

- ④ 現地対策本部長は、現地対策本部を設置した場合、速やかに安全・核セキュリティ統括部長を経由して理事長に報告する。

(2) 機構対策本部の設置

- ① 安全・核セキュリティ統括部長は、原子力防災管理者から大洗研究開発センター内に防災体制を発令した連絡を受けた場合、理事長に報告する。
- ② 安全・核セキュリティ統括部長は、本部構成員を招集するとともに、機構対策本部を設置する。
別図－1(2)に機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織を示す。

(3) 現地対策本部の解散

現地対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、現地事故対策連絡会議（特定事象の場合）又は原子力災害合同対策協議会（原子力災害現地対策本部）と協議し現地対策本部を解散する。

- ① 原災法第15条第2項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が行われ、その後原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合
- ② 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が終息している場合
- ③ 原子力災害中長期対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断した場合
- ④ 現地対策本部長は、現地対策本部を解散した場合、その後の原子力災害中長期対策に必要な要員を除き、原子力防災要員等を解散する。
- ⑤ 原子力防災管理者は、大洗研究開発センターの現地対策本部を解散した場合は、安全・核セキュリティ統括部長を経由して理事長に報告する。

(4) 機構対策本部の解散

機構対策本部長は、現地対策本部長と協議し、通常の業務体制によって対応できると認めるときは、機構対策本部を解散する。

2. 権限の行使

- (1) 現地対策本部が設置された場合は、大洗研究開発センターの原子力災害対策活動に関する一切の業務は、現地対策本部の下で行う。
- (2) 原子力防災管理者は、現地対策本部を設置した場合、現地対策本部長として、職制上の権限を行使して原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとるものとする。
なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続をとるものとする。
- (3) 原子力防災要員は、現地対策本部長及び班長等の指揮の下で、自己の属する班の業務及び自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動を行う。

3. 原子力防災要員等の招集

原子力防災管理者は、防災体制を敷く必要があると認めた場合は直ちに別図－1(1)に定める原子力防災組織を構成する原子力防災要員等を招集するため、あらかじめ原子力防災要員等の動員計画及び大洗研究開発センター内連絡経路を策定し、これを関係者に周知する。また、原子力防災管理者は、平常時から緊急時に備えて、原子力防災要員等の招集状況の把握に努める。

4. 通報連絡の経路

大洗研究開発センター内外への通報連絡経路は別図－2(1)及び別図－2(2)のとおりとする。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 放射線測定設備の設置及び検査

原子力防災管理者は、別図－3及び別表－5に示す放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）に関して次に掲げる措置を講じ、定期的に保守点検を行い常に使用可能な状態に整備する。

- (1) 原災法第10条第1項に基づく通報を行うための設備として、モニタリングポストを6式設置する。
- (2) モニタリングポストは、その検出部、表示及び記録装置その他主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (3) モニタリングポストを設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (4) モニタリングポストは、毎年1回以上定期的に較正を行う。
- (5) モニタリングポストは、故障等により監視不能となった場合、代替品等により監視するとともに速やかに修理する。
- (6) 理事長は、モニタリングポストを新たに設置した時又は変更したときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長に様式4に定める届出書により7日以内に届け出る。
- (7) 理事長は、モニタリングポストを新たに設置した時又は変更したときは、原災法第11条第5項の検査を受けるため、様式4の現況届と併せて、検査を受けようとする設備の概要等を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、原子力規制委員会が行う検査を受検する。
- (8) モニタリングポストにより測定した放射線量は記録媒体に記録し、1年間保存するとともに、茨城県、大洗町及び鉾田市へ定期的に報告する。

また、モニタリングポストにより測定した放射線量は、紙面又は機構ホームページ等により公表する。

2. 原子力防災資機材及びその他の資機材の整備

(1) 原子力防災資機材

- ① 原子力防災管理者は、別表－4に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。また、それら資機材の操作習熟に努める。別図－4に原子力防災資機材の保管場所を示す。
- ② 不具合が認められた場合は、速やかに修理又は代替品を補充する等、常に必要数量を確保する。
- ③ 理事長は、原子力防災資機材を新たに備え付けたときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長に様式5に定める届出書により7日以内に届け出る。また、毎年9月30日現在における備付けの現況を同様の届出書により翌月7日までに届け出る。

(2) その他の資機材

原子力防災管理者は、別表－4に示すその他の防災資機材に関して必要な数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、不具合を認めた場合は、速やかに修理又は代替品を補充する等、常に使用可能な数量を確保する。

- (3) 原子力防災管理者は、原災法第26条第3項の規定に基づき国、関係機関への貸与資機材につい

て、必要数を確保するために機構内の他事業所（原子力科学研究所及び核燃料サイクル工学研究所）と連携して確保する。

なお、不足の際は、機構対策本部長に要請して確保する。

3. 活動拠点施設及び避難場所の整備

（１）緊急時対策所等

原子力防災管理者は、原子力災害対策活動の拠点となる緊急時対策所及び現場指揮所を整備する。

別図－５に緊急時対策所及び現場指揮所の配置を示す。

（２）気象観測設備

原子力防災管理者は、別図－３及び別表－６に示す気象観測設備に関して、次に掲げる措置を講ずる。

なお、保守点検については、あらかじめ定めた点検マニュアルにより実施する。

- ① 気象観測器は、毎年１回以上観測装置の点検を行う。
- ② 気象観測結果は、記録媒体に記録し、１年間保存する。
- ③ 当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

（３）避難場所

原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合、状況に応じて適切な場所に避難場所を指定し、関係者へ周知するとともに、これを変更したときも同様とする。

4. 緊急時医療

原子力防災管理者は、別表－４に定める安定ヨウ素剤等の医薬品の確保、従業員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急措置に必要な設備等の整備を図る。

また、従業員等の救急医療を行うため、あらかじめ近隣等の医療機関を確保する。

第４節 原子力災害対策活動で使用する資料等の整備

1. OFC等に備え付ける資料

原子力防災管理者は、大洗研究開発センターで原子力災害が発生した場合に、緊急事態応急対策を講ずるに際して必要となる別表－７については、内閣総理大臣に提出するとともに、ERC及びOFCに備え付ける。

また、これらの提出した資料について定期的に見直しを行うとともに、変更があった場合も同様とする。

2. 緊急時対策所に備え付ける資料

原子力防災管理者は、緊急事態応急対策を講ずるに際して必要となる別表－７に定める資料を現地対策本部に備え付ける。

また、これらの資料について定期的に見直しを行うとともに、変更があった場合も同様とする。

第５節 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施

1. 原子力防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災活動の円滑な実施に資するため、原子力防災要員等に対し、次に

掲げる項目について、別表－８に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後は評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- (１) 原子力事業者防災業務計画に関する知識
- (２) 地域防災計画に関する知識（原子力災害対策計画編）
- (３) 放射線防護に関する知識
- (４) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (５) その他、各原子力防災要員等が業務遂行上必要な知識

2. 原子力防災訓練

(１) 大洗研究開発センターの原子力防災訓練

- ① 原子力防災管理者は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、原子力防災要員等を対象に毎年度１回、原子力災害を想定した総合的な原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練後は評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。

なお、この原子力防災訓練は、規制法に基づく保安規定等に定める総合的な訓練と併せて実施できるものとする。

- ② 原子力防災管理者は、原子力防災訓練の実施に当たり別表－９に定める訓練計画を策定し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
- ③ 原子力防災管理者は、前述①に記載した原子力防災訓練を実施した場合、地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除き、その結果を評価し、様式９により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

(２) 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画の策定に協力するとともに、これに共催し、又は参加、協力することとし、訓練内容に応じて、原子力防災要員の派遣、資機材の貸与及びその他必要な措置を講ずるものとする。

第６節 関係機関との連携

1. 国との連携

(１) 平常時の連携

- ① 原子力防災管理者は、原子力規制委員会及びその他関係省庁と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- ② 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害事前対策に関する指導及び助言があった場合は、その対応を行う。

また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

- ③ 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第３１条に基づき、業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- ④ 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第３２条に基づき、事業所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。

(2) 原子力災害時の連携

- ① 原子力防災管理者は、O F C に設置される現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に事象区分に応じて別表－10(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講ずるとともに、派遣された原子力防災要員は、その業務内容、派遣先で得られた情報及び要請事項等について原子力防災管理者と密に連絡を取り報告する。
- ② 原子力防災管理者は、原災法第 16 条第 1 項の規定に基づき、内閣府に原子力災害対策本部（以下「原子力災害対策本部」という。）が設置された場合、原子力災害対策本部長の指示に基づき必要な業務を行う。
- ③ 原子力防災管理者は、原子力規制委員会又は国土交通大臣から規制法第 64 条第 3 項に基づく命令があった場合は、速やかに災害を防止する必要な措置を行う。

2. 地方公共団体との連携

(1) 平常時の連携

- ① 原子力防災管理者は、茨城県知事、大洗町長、鉾田市長及びその他関係市町村長とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- ② 原子力防災管理者は、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正、地域ごとの防災訓練の実施、O F C の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策等の対応について、茨城県原子力防災連絡協議会の場を通じて、県、所在関係市町村、その他関係機関と平常時から密接な連携を図る。
- ③ 原子力防災管理者は、平常時から、大洗研究開発センターの周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して原子力に関する知識の普及・啓発を行う。
- ④ 原子力防災管理者は、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長から原災法第 31 条に基づき、業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- ⑤ 原子力防災管理者は、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長から原災法第 32 条に基づき、事業所への立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。
- ⑥ 原子力防災管理者は、住民の避難計画等の作成について、茨城県、大洗町及び鉾田市から要請があればこれに協力するものとする。

(2) 原子力災害時の連携

原子力防災管理者は、原災法第 22 条の規定に基づき、地方公共団体に災害対策本部（以下「自治体災害対策本部」という。）が設置された場合、事象区分に応じて別表－10(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講ずるとともに、自治体災害対策本部の長と協調して必要な業務を行う。また、派遣された原子力防災要員は、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について原子力防災管理者と密に連絡をとり報告する。

(3) ネットワーク整備等への協力

原子力防災管理者は、茨城県が整備する環境放射線テレメータシステムへ環境放射線データや放出源情報を提供するための設備等を整備・維持する。

3. 防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、消防機関、警察機関等の地元防災関係機関と必要な原子力災害に関する情報等についての収集、提供及び緊急事態応急対策を相互に連携して行うものとする。

4. O F C 及び原子力緊急時支援・研修センターとの連携

原子力防災管理者は、O F C、原子力緊急時支援・研修センターとの一体的な運営が可能となるよう国、県、所在・関係周辺市町村等が行う運営要領の作成に必要な応じ協力する。

第 7 節 事業所外運搬事故における事前措置

1. 事業所外運搬事故における事前措置

原子力防災管理者は、事業所外運搬における特定事象を想定し次に掲げる措置を事前に整備する。

- (1) 特定事象発生時の応急措置、対応組織、携行する資機材等を記載した運搬計画書の作成及び携行
- (2) 円滑な通報を確保するため、国、原子力緊急時支援・研修センター、海上保安部署、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長等への非常時連絡表等の作成及び携行
- (3) 迅速な事故対応を図るための非常通信用機材並びに必要な応じた防災資機材の整備及び携行

2. 事業所外運搬事故における体制整備

原子力防災管理者は、事業所外運搬における特定事象が発生した場合、次に掲げる措置を的確に実施するための体制を整備する。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 国、県、海上保安部署及び原子力緊急時支援・研修センター等への通報連絡体制
- (3) 消火、延焼防止等の応急措置
- (4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- (5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立入禁止等の措置
- (6) 放射線モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等の汚染の拡大の防止及び除去
- (8) その他放射線障害防止のために必要な措置

なお、核燃料物質等の事業所外運搬中に特定事象が発生した場合は、直ちに、運搬の業務に従事している者は、原子力防災管理者にその発生と状況を連絡する。原子力防災管理者は、第 3 章に基づき関係機関に通報連絡を行う。

第3章 緊急事態応急対策等の実施

特定事象の発生から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため、初期対応、応急措置及び緊急事態応急対策を実施する。

第1節 初期対応

1. 現地対策本部の設置

原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合、第2章第2節の「原子力防災組織の運営」に基づき、現地対策本部を設置し、原子力防災要員等を招集するとともに、自ら現地対策本部長として原子力防災組織の指揮を行う。

2. 通報連絡

原子力防災管理者は、特定事象の発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長並びに官邸、県警本部、大洗町消防本部、茨城海上保安部署、原子力防災専門官、茨城地方放射線モニタリング対策官、原子力緊急時支援・研修センター等、別図－2(1)及び(2)に示す関係機関に対し、様式6－1又は様式6－2に必要事項を記入し、同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡し、連絡を受けた旨を通報先に確認する。同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認する。また、現地対策本部長は、事故状況の推移に伴い変化する情報について継続的に収集し、定期的に報告する。

別表－11に原災法第10条第1項に基づく通報基準を示す。

なお、特定事象及び原子力緊急事態に該当しない原子力施設の異常の発生、又はそのおそれがある場合には、原子力防災管理者は、茨城県原子力安全協定、規制法、大洗研究開発センター事故対策規則に基づき、原子力規制委員会等の関係機関に通報する。

また、大洗研究開発センターが責任を負う事業所外運搬の場合にあつては、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力緊急時支援・研修センター等、別図－2(1)及び(2)に示す関係機関のうち必要な機関に通報連絡する。

なお、通報連絡及び報告を行った場合は、その内容を記録として保存する。

3. 情報の収集と提供

(1) 現地対策本部長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集する。

- ① 事故の発生時刻及び場所
- ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- ③ 被ばく、障害等人身災害にかかわる状況
- ④ 敷地周辺における放射線量率及び放射性物質の量の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所、放出状況の推移等の状況
- ⑥ 気象状況

⑦ その他必要と認める事項

(2) 現地対策本部長は、事故状況の推移に伴い変化する上記(1)の各項目の情報を継続的に収集し、様式7-1又は様式7-2を用いて内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、原子力防災専門官、茨城地方放射線モニタリング対策官、茨城県知事、大洗町長、鉾田市長、原子力緊急時支援・研修センター、関係機関及び機構対策本部長に同報ファクシミリ装置を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡し、連絡を受けた旨を通報先に確認する。同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡を行い、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認することとし、応急対策活動に支障の生ずることがないように国、県、関係市町村及びその他の防災関係機関と調整する。

4. 大洗研究開発センター外関係機関との連絡方法

現地対策本部長は、別図-2(1)の連絡経路により大洗研究開発センター外関係機関に連絡を行う場合は、別表-4に示す設備及び電話等を利用して行う。

5. 通話制限

現地対策本部長は、緊急事態応急対策等の活動時の通信を確保するため、必要と認めた時は、通話制限その他必要な措置を講ずる。

第2節 応急措置

1. 応急措置の実施計画

現地対策本部長は、本節第2項及び第3項に掲げる応急措置の実施に当たり、優先順位を考慮して措置内容及び実施担当者を明確にした上で、下記事項に関する措置の実施計画を策定する。

- (1) 施設や設備の整備及び点検
- (2) 故障した設備等の応急の復旧
- (3) その他応急措置の実施に必要な事項

2. 応急措置の実施

(1) 避難誘導及び事業所内入構制限

① 避難

現地対策本部長は、一斉放送等により必要に応じ、原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等を安全な避難場所に避難させる。

② 避難状況の把握

現地対策本部長は、避難状況を把握するため、避難者の氏名等についての情報を記録する。

③ 入構制限及び車両の使用制限

現地対策本部長は、原子力災害対策活動に関係のない者及び車両について大洗研究開発センターへの立ち入りを制限する。また、大洗研究開発センター内における原子力災害対策活動に関係ない車両の使用を制限する。

(2) 放射線量の測定及び避難の要請

- ① 現地対策本部長は、大洗研究開発センター内及び大洗研究開発センター敷地周辺の放射線量、並びに放射性物質の濃度の測定及び放出予測の実施を行い、放射能影響範囲を評価する。

- ② 現地対策本部長は、モニタリングポストにより、 $1\ \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出（落雷の影響によるものであることが明らかであるものを除く。）された場合は、速やかに当該モニタリングポストの付近において中性子線測定器により、中性子線を測定する。
- ③ 現地対策本部長は、茨城県、大洗町、銚田市及び関係周辺市町村等と情報の交換を行い、環境放射線モニタリングの結果及びその評価を共有する。
- ④ 現地対策本部長は、OFC立ち上げ以前の放射線量測定の結果、大洗研究開発センター敷地外の住民に対して屋内退避あるいは避難場所への避難が必要であると判断した場合は、直ちにその旨を茨城県知事及び関係する市町村長に要請する。

（３）緊急時医療

現地対策本部長は、発生事象の状況及び被ばく線量に応じ、概ね以下に示す項目等の適切な救護措置を行うものとする。

① 救難・救助

現地対策本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者（以下「負傷者等」という。）を可能な限り放射線による影響が少ない場所に速やかに救出する。

② 医療活動

現地対策本部長は、必要に応じて汚染検査、負傷者等の応急処置及び除染等の措置を講じ、緊急被ばく医療（初期被ばく医療）に関する契約を締結している医療機関、また必要に応じ二次医療機関及び茨城県（現地対策本部又はこれが設置されない時は緊急時医療所管理課）や三次医療機関と連絡をとり、移送や治療の依頼等必要な措置を講ずる。また、移送の際は、放射線管理要員を同行させる等の必要な措置を講ずる。

③ 二次災害防止に関する措置

現地対策本部長は、機構内の他事業所、他の原子力事業者及び防災関係機関から派遣された要員（以下「派遣防災要員」という。）、救急隊等の汚染管理及び治療の際の汚染管理に資するため、派遣防災要員、救急隊到着時に事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染の状況の情報を伝達する等の必要な措置を講ずる。

（４）消火活動

現地対策本部長は、火災を伴う事故が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

（５）汚染拡大の防止及び防護措置

- ① 現地対策本部長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じ一斉放送等を行い、大洗研究開発センター内に在る者に周知する。

また、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

- ② 現地対策本部長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、適切な防護措置（防護服、防護マスク、個人線量計の着用等）を講ずる。

（６）線量評価

現地対策本部長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事する者の線量評価を行う。また、放射性物質による身体汚染が確認された場合には、速やかに汚染除去を行う。

(7) 広報活動

現地対策本部長は、発生した特定事象等に関し、所掌施設の状況、応急措置の概要等の公表内容を取りまとめ、OFCにおける広報活動に協力するとともに、必要に応じ報道機関に対して定期的に広報する。

(8) 応急復旧

① 施設及び設備の整備並びに点検

現地対策本部長は、中央制御室等の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、大洗研究開発センター諸施設及び設備の異常の状況及び機器の動作状況等の把握に努める。

② 応急の復旧対策

現地対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、本節第1項で策定した実施計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

(9) 原子力災害の拡大防止を図るための措置

現地対策本部長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図るための措置を検討及び実施のため、下記に示す措置を実施する。

- ① 主要運転データにより原子炉施設、核燃料物質使用施設及び廃棄物管理施設の運転状態を把握し、放射性物質の漏えい、放出等あるいはその可能性の有無を評価する。
- ② 発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。
- ③ 可能な限り発生事故等に起因する放射性物質の漏えい、放出等の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射性物質の量の予測を行う。
- ④ 事故発生施設については、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う。
- ⑤ その他の施設については、事故発生施設からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。
- ⑥ 環境への放射性物質の放出状況、気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

(10) 資機材の調達及び輸送

現地対策本部長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、不足している資機材がある場合、購入又は借用により調達する。また、現地対策本部長は、大洗研究開発センターにおいて十分に調達できない場合、機構対策本部長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

(11) 応援の要請

現地対策本部長は、大洗研究開発センターにおいて応急措置に必要な要員が十分に確保できない場合、機構対策本部長に必要とする派遣防災要員の確保及び派遣を要請する。

3. 事業所外運搬における応急措置

核燃料物質等の事業所外運搬に従事する者（以下「運搬従事者」という。）が、原子力災害が発生又はそのおそれがある場合は、直ちに適切な方法により原子力防災管理者に事故の発生及び状況を通報する。

また、現地対策本部長は、運搬従事者に対し前項に準じて立入制限区域の設定、汚染や漏えいの拡大防止対策、遮蔽対策、放射線モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の措置を実施するも

のとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して応急対策を実施するものとする。

4. 応急措置の実施報告

現地対策本部長は、実施した本節第2項及び第3項の応急措置の概要について、速やかに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長、鉾田市長、原子力緊急時支援・研修センター及び別図－2(1)に示すその他の市町村長に報告する。報告は様式8－1又は様式8－2により、同報ファクシミリ装置を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を電話で連絡し、連絡を受けた旨を通報先に確認する。

なお、事業所外運搬の場合にあつては、上記報告先の他、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に報告する。

5. 原子力防災要員等の派遣

現地対策本部長は、茨城県知事、大洗町長、鉾田市長、OFC及び執行機関の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、事象区分に応じて別表－10(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。

派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、概ね次のような業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報及び要請事項等について現地対策本部長と密に連絡を取り報告する。また、現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を基に必要に応じて、大洗研究開発センター内に周知する。

- (1) 特定事象の経過の連絡及び実施した応急処置の報告の説明
- (2) 事故対策、住民の防護対策、緊急時モニタリング等の緊急事態応急対策等の立案への参加
- (3) 広報、住民相談窓口への協力
- (4) スクリーニングを主体とした初期被ばく医療への協力

第3節 緊急事態応急対策

1. 緊急事態該当時の対応

- (1) 現地対策本部長は、周辺環境の放射線の状況又は原子炉施設、核燃料物質使用施設等及び廃棄物管理施設の状態が別表－12に定められた基準に至った場合は、様式6－1及び様式7－1又は様式6－2及び様式7－2を用いて直ちに別図－2(1)及び(2)に定められた箇所に同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともにその旨を電話で連絡し、連絡を受けた旨を通報先に確認する。同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認する。
- (2) 現地対策本部長は、この連絡を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行ったときは、緊急時体制を宣言する。
- (3) 現地対策本部長は、機構対策本部長に緊急時体制を宣言した旨を報告する。

2. 内閣府対策本部等への報告方法

現地対策本部長は、原子力緊急事態宣言後、内閣府対策本部及び原子力災害現地対策本部並びに原子力災害合同対策協議会との連絡を密にするため、別図－2(1)に定める連絡経路により報告及び情

報伝達を行う。

3. 応急措置の継続実施

現地対策本部長は、第3章第2節「応急措置」に示す各措置を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

現地対策本部長は、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。

5. 原子力防災要員等の派遣

現地対策本部長は、E R C、O F C並びに茨城県知事、大洗町長、鉾田市長、関係周辺市町村長及びその他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表10(2)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。

派遣された原子力防災要員等は、原子力災害現地対策本部及び自治体災害対策本部等の指示に基づき、原子力災害合同対策協議会等への参画及び得られた情報並びに要請事項について現地対策本部長と密に連絡を取り報告するとともに、原子力災害の状況によりスクリーニングを主とした初期被ばく医療への協力等の必要な業務を行う。

なお、現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を必要に応じて、大洗研究開発センター内に周知する。

また、現地対策本部長は、機構内の他事業所又は他の原子力事業者の応援を必要とするときは、機構対策本部長に要請する。

第4章 原子力災害中長期対策

現地対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害中長期対策を実施する。

第1節 緊急事態応急対策等の報告

現地対策本部長は、原子力緊急事態が発生したときは、その状況及び実施した緊急事態応急対策の概要並びに原子力災害中長期対策の実施の方針を原子力緊急事態解除宣言のあった日から速やかに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長に報告する。

なお、事業所外運搬の場合にあっては、上記報告先の他、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長及び防災関係機関にその旨を報告する。

第2節 復旧対策

1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施

現地対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、計画及び実施内容並びに実施状況を原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長、鉾田市長及び関係周辺市町村長に報告する。

- (1) 原子力施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子力施設の除染、放射線の遮蔽等の実施
- (3) 原子力施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止
- (5) 原子力災害中長期対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項

2. 被災者の相談窓口の設置

現地対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

3. 現地対策本部の解散

現地対策本部長は、原子力災害中長期対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断したときは、第2章第2節第1項に基づき現地対策本部を解散するとともに、その旨を関係機関に連絡する。

4. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講ずる。

5. 原子力防災要員等の派遣

原子力防災管理者は、E R C、O F C、茨城県知事、大洗町長、鉾田市長、関係周辺市町村長及びにその他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害中長期対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表-10(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。また、原子力防災管理者は、機構内の他事業所又は他の原子力事業者の応援を必要

とすることは、機構対策本部長に要請する。

(1) 広報活動に関する事項

- ① 大洗研究開発センターとOFCとの情報交換
- ② 報道機関への情報提供
- ③ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員等の対応

(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- ① 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（初期被ばく医療への協力を含む。）
- ② 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ③ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員等は、OFCに設置される原子力災害現地対策本部及び自治体災害対策本部等派遣先の指示に基づき、必要な業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報及び要請事項等について現地対策本部長と密に連絡をとり報告する。

また、原子力防災管理者は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を必要に応じて、大洗研究開発センター内に周知する。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、安全・核セキュリティ統括部長からの要請に応じ、当該事業者、OFC、原子力緊急時支援・研修センター、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる事項について別表－10(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力緊急時支援・研修センター指名専門家の派遣、原子力防災資機材等の貸与等の必要な協力を行う。

(1) 緊急時モニタリング

(2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（初期被ばく医療への協力を含む。）

(3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定

(4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

(5) 避難者（災害時要援護者を含む。）の搬送・誘導等への協力

また、以下の協定及び覚書に基づき、必要な協力を行う。

(1) 東海村・大洗町・銚田市に立地している原子力事業者間で締結している「原子力事業所安全協力協定」に基づき、大洗研究開発センター以外の原子力事業者で発生した原子力災害への支援を行う場合は、原子力事業所安全協力協定の安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な措置を講ずる。

(2) 大洗町と大洗地区各原子力事業者で締結している「原子力災害時の広報活動の技術的支援等及び大洗地区原子力事業所敷地内の消防活動に関する覚書」に基づき、大洗研究開発センター以外の原子力事業者で発生した原子力災害への支援を行う場合は、大洗町長からの要請に応じ、必要な措置を講ずる。

(3) 日本核燃料開発株式会社、国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センターと締結している「非常時の連携に関する協定書」に基づき、大洗研究開発センター以外の原子力事業者で発生した原子力災害への支援を行う場合は、原子力災害の発生した原子力事業者からの要請に応じ、必要な措置を講ずる。

参考資料

当防災業務計画において大洗研究開発センターが包含する規制法に基づく許可事業所

事業所の名称	大洗研究開発センター（北地区）
事業所の場所	原子炉施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町字新堀 3607 番地 核燃料物質使用施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番
許可年月日	原子炉施設設置許可 昭和 43 年 9 月 18 日 核燃料物質使用許可 昭和 42 年 12 月 2 日
所管省庁	文部科学省

事業所の名称	大洗研究開発センター（南地区）
事業所の場所	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番
許可年月日	原子炉施設設置許可 昭和 43 年 11 月 8 日 核燃料物質使用許可 昭和 44 年 3 月 1 日
所管省庁	文部科学省

事業所の名称	大洗研究開発センター *
事業所の場所	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番
許可年月日	廃棄物管理事業許可 平成 4 年 3 月 30 日
所管省庁	経済産業省

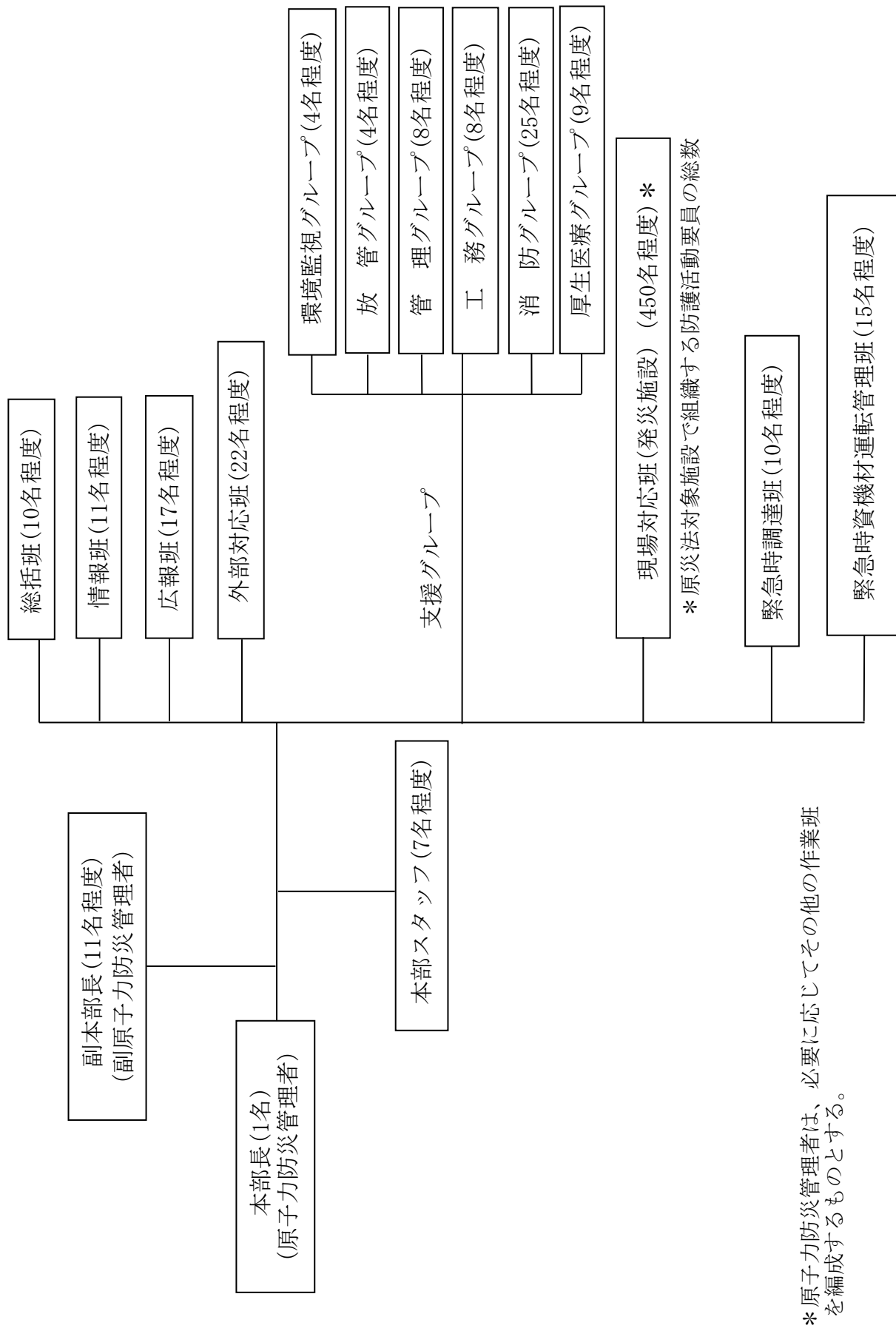
* 規制法に関する法律第 51 条の 5 第 2 項の規定に基づき、平成 20 年 6 月 20 日付け
(20 原機(大安)030)事業所の名称を「大洗研究開発センター（北地区）」から「大洗
研究開発センター」に変更

原子力事業者防災業務計画改訂の履歴

改訂 No	大洗研究開発センター (南地区)	大洗研究開発センター (北地区)	大洗研究開発センター *
制定	平成 12 年 7 月 18 日	平成 12 年 12 月 13 日	
改訂	平成 13 年 8 月 1 日	平成 13 年 8 月 28 日	
改訂	平成 14 年 8 月 15 日	平成 14 年 7 月 18 日	
改訂	平成 15 年 8 月 1 日	平成 15 年 8 月 27 日	
改訂	平成 16 年 8 月 2 日	平成 16 年 9 月 3 日	
改訂	平成 17 年 10 月 1 日	平成 17 年 10 月 1 日	
改訂	平成 18 年 10 月 5 日	平成 18 年 10 月 5 日	
改訂	平成 19 年 12 月 26 日	平成 19 年 12 月 26 日	
改訂			平成 21 年 3 月 3 日
改訂			平成 21 年 10 月 23 日
改訂			平成 22 年 8 月 31 日
改訂			平成 23 年 10 月 6 日
改訂			平成 25 年 3 月 18 日
改訂			平成 25 年 12 月 20 日
改訂			平成 27 年 3 月 26 日
改訂			平成 28 年 3 月 18 日
改訂			平成 29 年 3 月 24 日

* 廃棄物管理施設に係る許可事業所名称を法律第 51 条の 5 第 2 項に基づき、「大洗研究開発センター（北地区）」から「大洗研究開発センター」へ平成 20 年 6 月 20 日付け変更に伴い、大洗研究開発センター（南地区）及び同（北地区）の原子力事業者防災業務計画の事業者名称を統一

別図、別表、様式

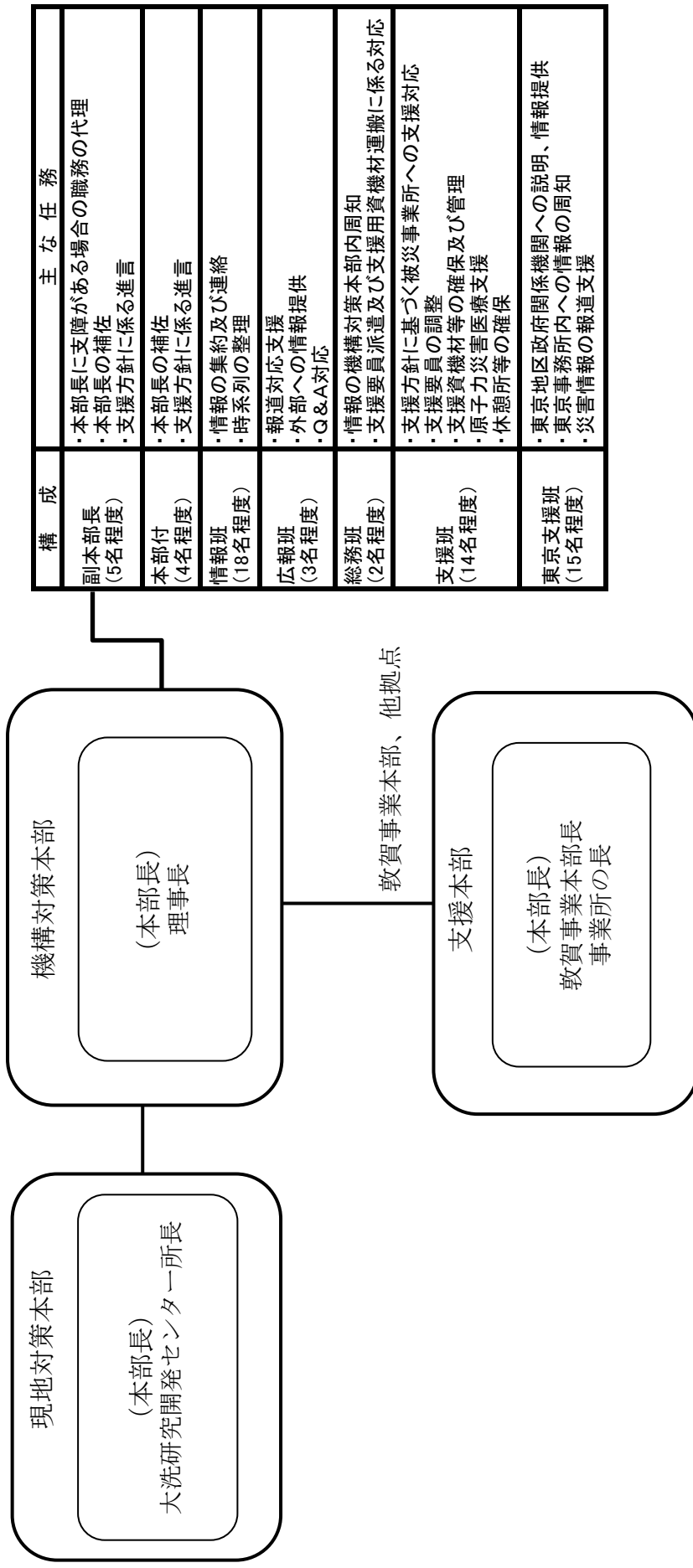


*原子力防災管理者は、必要に応じてその他の作業班を編成するものとする。

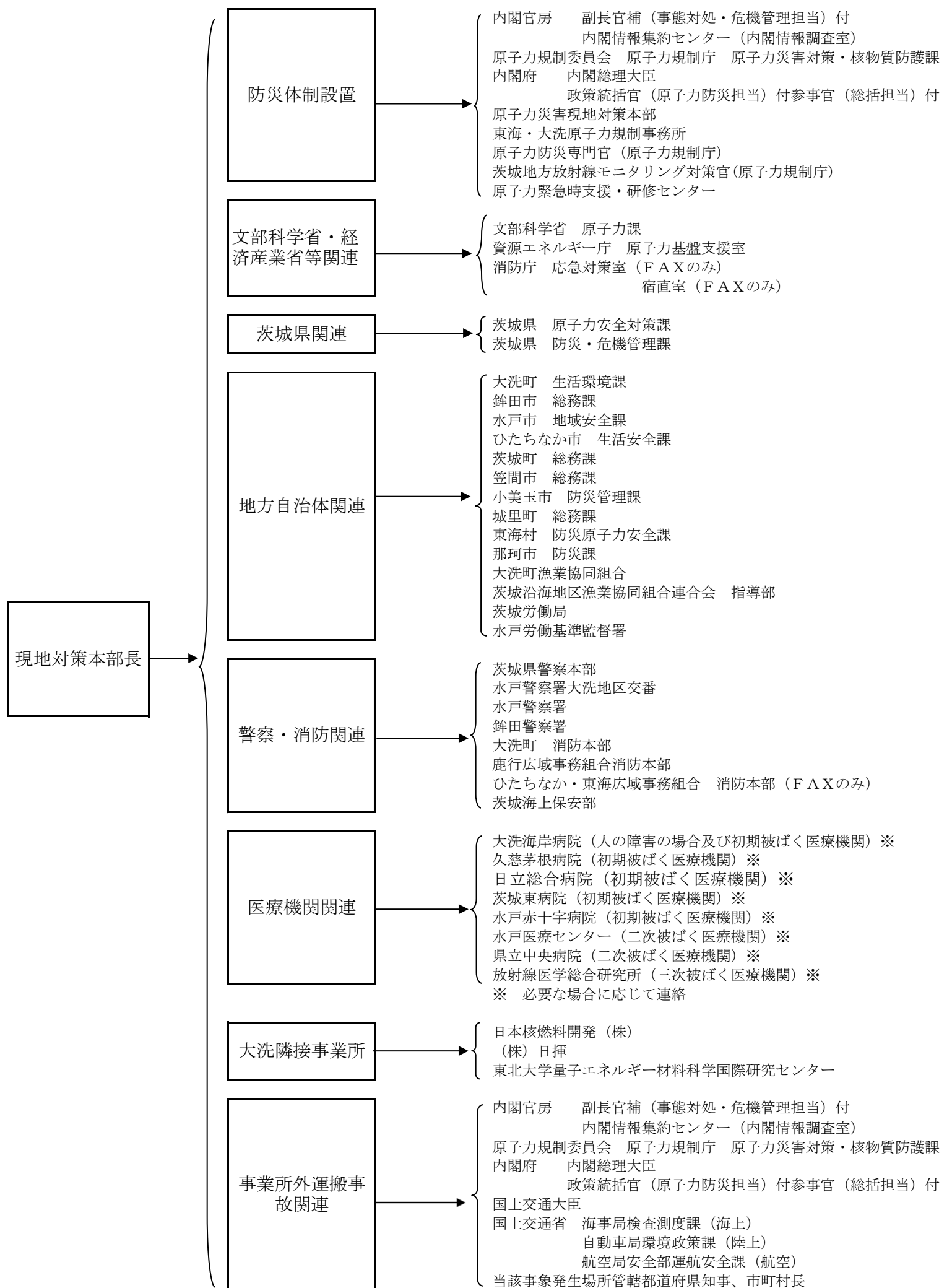
別図－１（１） 大洗研究開発センター原子力防災組織（現地对策本部の体制）

大洗研究開発センター

機構本部

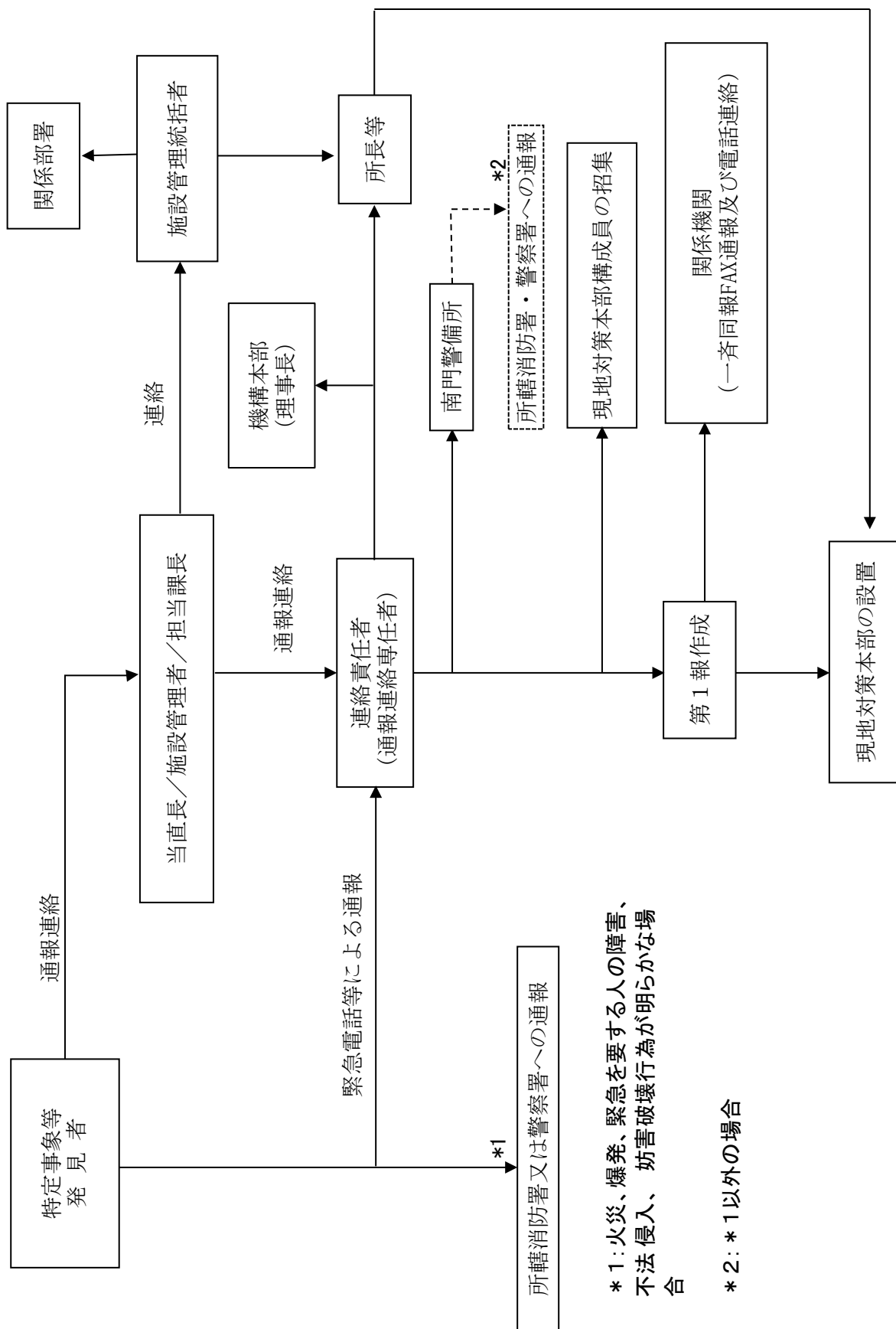


別図－1 (2) 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織

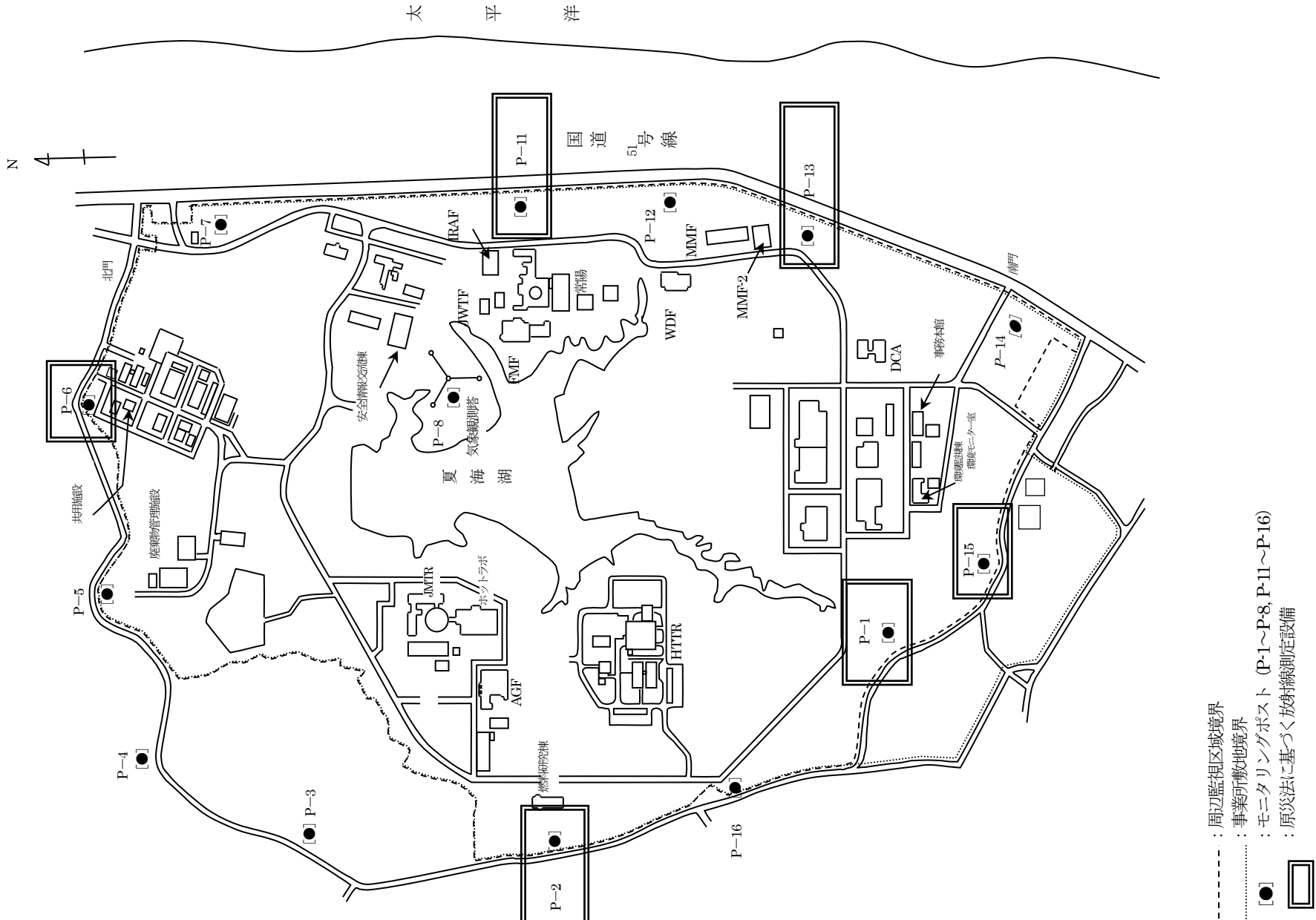


別図－ 2 (1)

大洗研究開発センター外通報連絡系統



別図－2 (2) 大洗研究開発センター内通報連絡系統



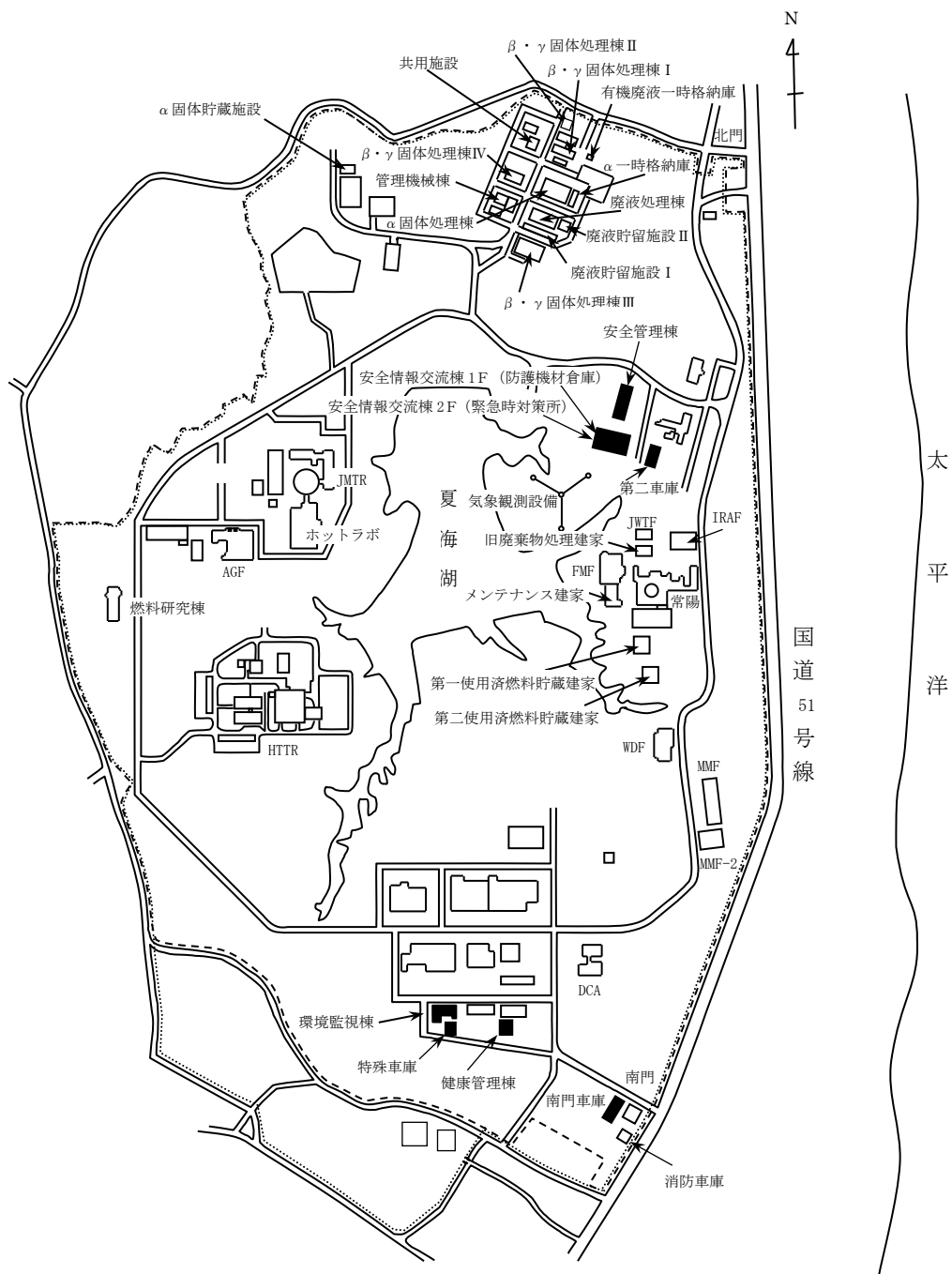
放射線測定設備の種類

名 称	測定対象	測定器種類、測定レンジ	点検頻度	点検内容
P-1	空間線量率	Na I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μGy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1 回/年	外観検査 機能検査
P-2	空間線量率	Na I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μGy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1 回/年	外観検査 機能検査
P-6	空間線量率	Na I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μGy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1 回/年	外観検査 機能検査
P-11	空間線量率	Na I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μGy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1 回/年	外観検査 機能検査
P-13	空間線量率	Na I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μGy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1 回/年	外観検査 機能検査
P-15	空間線量率	Na I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μGy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1 回/年	外観検査 機能検査

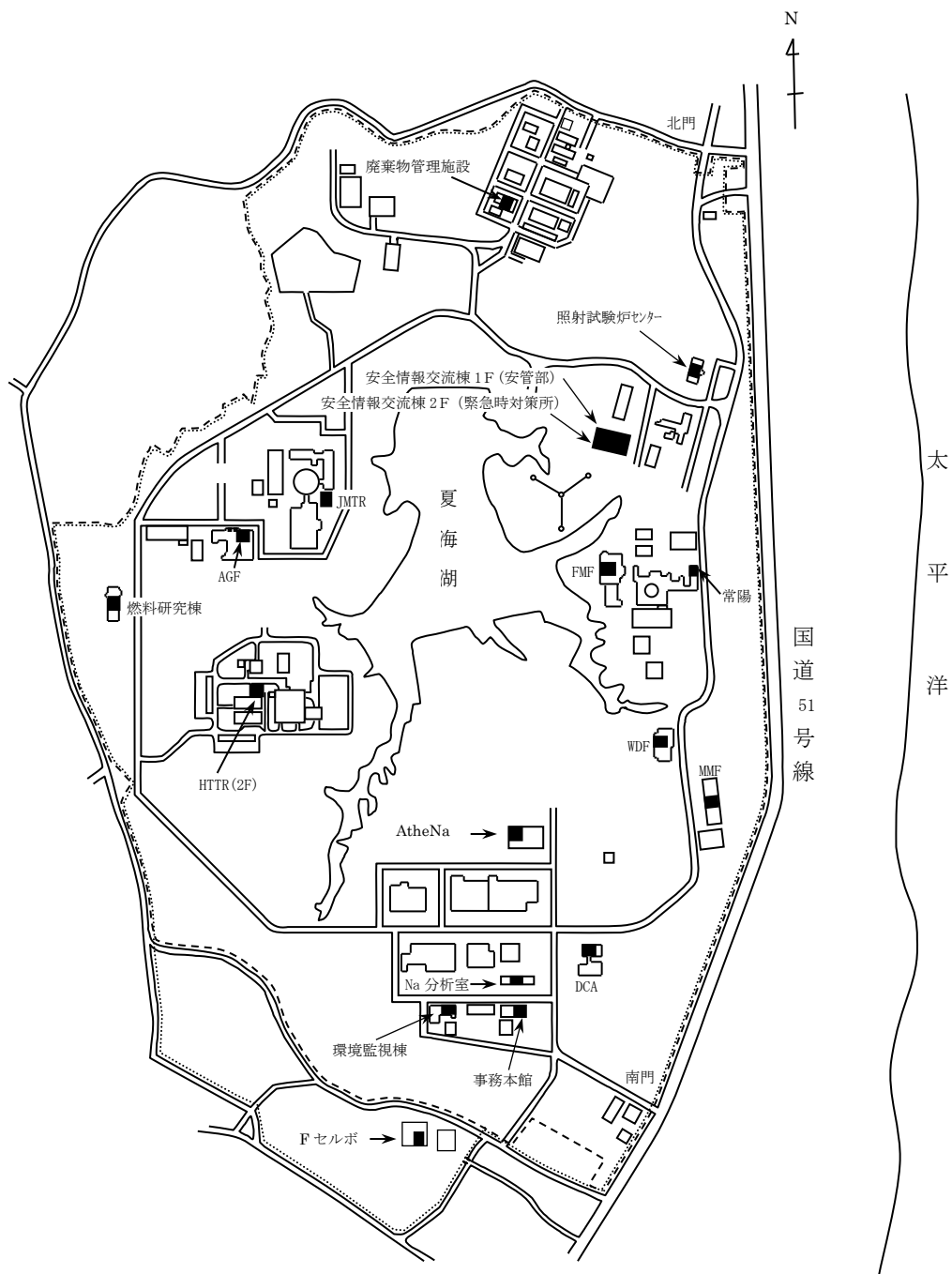
気象観測設備

名 称	数 量	点検頻度	点検内容
風向風速計 (EL 約 10m)	1 式	1 回/年	外観検査、機能検査
風向風速計 (EL 約 40m)	1 式	1 回/年	外観検査、機能検査
風向風速計 (EL 約 80m)	1 式	1 回/年	外観検査、機能検査

別図－3 大洗研究開発センター敷地周辺の放射線測定設備



別図－4 原子力防災資機材の保管場所



別図－5 緊急時対策所（現地対策本部）及び現場指揮所

別表―２ 原子力防災要員の職務と配置

職務	配置	班	要員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬の場合にあつては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	現地対策本部	情報班 外部対応班 総括班	情報班員 外部対応班員 総括班員
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力	O F C	副原子力防災管理者 総括班 現場対応班	副原子力防災管理者 総括班員 現場対応班員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	現地対策本部 O F C	広報班	広報班員 広報班員
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	現地対策本部 事業所外	環境監視グループ 情報班	環境監視グループ員 環境監視グループ員 環境監視グループ員 情報班員
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	現地対策本部 事業所内	現場対応班	現場対応班員 現場対応班員 現場対応班員 現場対応班員
防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	現地対策本部 事業所内	現場対応班 工務グループ 消防グループ	現場対応班員 現場対応班員 工務グループ員 消防グループ員
放射性物質による汚染の除去	現地対策本部 事業所内	現場対応班	現場対応班員 現場対応班員 現場対応班員 現場対応班員
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	現地対策本部 事業所内	現場対応班 厚生医療グループ	現場対応班員 厚生医療グループ員
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	現地対策本部 事業所内	緊急時調達班 緊急時資機材運転管理班	緊急時調達班員 緊急時資機材運転管理班員
原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	事業所内	管理グループ	管理グループ員 管理グループ員

別表－３ 原子力防災管理者の代行順位

大洗研究開発センター所長	
↓	
所長の代理順位に基づく副所長※	
1	副所長（計画管理室、高速炉技術開発部、高速実験炉部、福島燃料材料試験部、環境保全部担当）
2	副所長（安全管理部担当）
3	副所長（照射試験炉センター、高温工学試験研究炉部担当）
4	副所長（管理部担当）
↓	
組織順位に基づく部長 （発災元を除く。）	
1	安全管理部長
2	管理部長
3	高速炉技術開発部長
4	高速実験炉部長
5	福島燃料材料試験部長
6	照射試験炉センター長
7	材料試験炉部長
8	高温工学試験研究炉部長
9	環境保全部長
↓	
組織順位に基づく次長 （ただし、原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設を統括する部署の次長とし、発災元を除く。）	
1	高速実験炉部次長
2	福島燃料材料試験部次長
3	材料試験炉部次長
4	高温工学試験研究炉部次長
5	環境保全部次長

※ 副所長の人数、順位については、人事異動又は担当業務の変更に伴い変更される場合がある。

別表－４ 原子力防災資機材一覧

１．原災法に基づく防災資機材(第 11 条第 3 項関係)

分類	原子力防災資機材現況届出書の名称		数量	点検頻度	点検内容	保管場所
放射線障害防護器具	汚染防護服		30 着	1 回／年	外観、員数	防護機材倉庫
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		5 台	1 回／年	外観、機能	防護機材倉庫
	フィルター付防護マスク		30 個	1 回／年	外観、員数	防護機材倉庫
非常用通信機器	緊急時電話回線		2 回線	1 回／年	外観、機能	緊急時対策所
	ファクシミリ		1 台	1 回／年	外観、機能	緊急時対策所
	携帯電話等		7 台	1 回／年	外観、機能	緊急時対策所
計測器等	排気筒モニタリング設備 その他の固定式測定器		別紙参照	1 回／年	外観、機能	各施設
	ガンマ線測定用サーベイメータ		4 台	1 回／年	外観、機能、員数	安全管理棟
	中性子線測定用サーベイメータ		2 台	1 回／年	外観、機能、員数	安全管理棟
	空間放射線積算線量計		4 個	1 回／年	外観、機能、員数	環境監視棟
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		2 台	1 回／年	外観、機能、員数	安全管理棟
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	4 台	1 回／年	外観、機能、員数	安全管理棟
		測定器	1 式	1 回／年	外観、機能	特殊車庫 (モニタリングカー)
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ*1	2 台	1 回／年	外観、機能、員数	安全管理棟
		測定器*1	1 式	1 回／年	外観、機能	特殊車庫 (モニタリングカー)
	個人用外部被ばく線量測定機器		30 台	1 回／年	外観、機能、員数	安全管理棟
	その他	エリアモニタリング設備	—	—	—	—
		モニタリングカー	1 台	1 回／年	外観、機能	特殊車庫
その他資機材	ヨウ素剤*2		300 錠	1 回／年	員数	健康管理棟
	担架		1 台	1 回／年	外観	南門車庫 (救急車)
	除染用具		1 式	1 回／年	員数	防護機材倉庫
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		1 台	1 回／年	外観、機能	南門車庫
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		1 式	1 回／年	外観	構内

注) *1 ダストと共通

*2 本文中の語句（安定ヨウ素剤）と記載の相異がある（省令第 5 条に定める様式で標記）。

２．その他の関連資機材

分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所
放射線計測器	放射線サーベイメータ（ α ）	5 台	1 回／年	外観、機能、員数	防護機材倉庫
	放射線サーベイメータ（ β ）	5 台	1 回／年	外観、機能、員数	防護機材倉庫
	放射線サーベイメータ（ γ ）	5 台	1 回／年	外観、機能、員数	防護機材倉庫
	個人用外部被ばく線量測定器（中性子）	5 本	1 回／年	外観、機能、員数	防護機材倉庫
非常用電源	簡易型発電機	3 台	1 回／年	外観、機能	防護機材倉庫
非常食	非常食セット	現地対策本部員 1 名につき 3 日分	1 回／年	員数	防護機材倉庫
その他	ミニホイールローダ	1 台	1 回／年	外観、機能	第二車庫
	タンクローリー	1 台	1 回／年	外観、機能	第二車庫

別表－４ 別紙

排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器

許認可区分	原災法対象施設	排気筒数	モニタ数	届出数	届出モニタの種類
原子炉施設	JMTR				
	・主排気筒	1	4	1	排気ガスモニタ
	・居室実験室排気口	1	1	1	排気ダストモニタ (β)
	HTTR				
	・主排気筒	1	6	1	事故時用排気ガスモニタ
	共用施設	1	1	1	排気ダストモニタ (β)
	常陽				
	・主排気筒	1	6	1	排気ガスモニタ
	・旧廃棄物処理建家	1	1	1	排気ダストモニタ (β)
	・メンテナンス建家	1	1	1	排気ダストモニタ (β)
核燃料物質使用施設	・第一使用済燃料貯蔵建家	1	1	1	排気ダストモニタ (β)
	・第二使用済燃料貯蔵建家	1	1	1	排気ダストモニタ (β)
	DCA				
	・排気口(A)	1	3	1	排気ダストモニタ (α)
	・排気口(B)	1	1	1	排気ダストモニタ (α)
核燃料物質使用施設	ホットラボ	1	4	1	排気ダストモニタ (β)
	燃料研究棟	1	1	1	排気ダストモニタ (α)
	照射燃料試験施設 (AGF)	2	8	2	排気ダストモニタ (α)
	照射燃料集合体試験施設 (FMF)	1	4	1	排気ダストモニタ (α)
	照射材料試験施設 (MMF)	1	4	1	排気ダストモニタ (α)
	第2照射材料試験施設 (MMF-2)	1	4	1	排気ダストモニタ (α)
	固体廃棄物前処理施設 (WDF)	1	4	1	排気ダストモニタ (α)
	照射装置組立検査施設 (IRAF)	1	2	1	排気ダストモニタ (α)
	廃棄物処理建家 (JWTF)	1	1	1	排気ダストモニタ (β)
廃棄物管理施設	廃液処理棟	1	1	1	排気ダストモニタ (β)
	β・γ 固体処理棟Ⅰ	1	1	1	排気ダストモニタ (β)
	β・γ 固体処理棟Ⅱ	1	1	1	排気ダストモニタ (β)
	β・γ 固体処理棟Ⅲ	1	1	1	排気ダストモニタ (β)
	β・γ 固体処理棟Ⅳ	1	1	1	排気ダストモニタ (β)
	α 固体処理棟	1	2	1	排気ダストモニタ (α)
	廃液貯留施設Ⅰ	1	1	1	排気ダストモニタ (β)
	廃液貯留施設Ⅱ	1	1	1	排気ダストモニタ (β)
	有機廃液一時格納庫	1	1	1	排気ダストモニタ (β)
	α 一時格納庫	1	1	1	排気ダストモニタ (β)
	α 固体貯蔵施設	1	2	1	排気ダストモニタ (α)
	管理機械棟	1	1	1	排気ダストモニタ (β)

別表－5 放射線測定設備の種類

名 称	測定対象	測定器種類、測定レンジ	点検頻度	点検内容
P－1＊	空間線量率	N a I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μGy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1回／年	外観検査 機能検査
P－2＊	空間線量率	N a I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μGy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1回／年	外観検査 機能検査
P－6＊	空間線量率	N a I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μGy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1回／年	外観検査 機能検査
P－11＊	空間線量率	N a I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μGy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1回／年	外観検査 機能検査
P－13＊	空間線量率	N a I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μGy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1回／年	外観検査 機能検査
P－15＊	空間線量率	N a I (低線量率用)、10 nGy/h～100 μGy/h 電離箱 (高線量率用)、10 nGy/h～100mGy/h	1回／年	外観検査 機能検査

＊原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備

別表－6 気象観測設備

名 称	数 量	点検頻度	点検内容
風向風速計 (EL 約10m)	1式	1回／年	外観検査、機能検査
風向風速計 (EL 約40m)	1式	1回／年	外観検査、機能検査
風向風速計 (EL 約80m)	1式	1回／年	外観検査、機能検査

別表―7 原子力災害対策活動で使用する資料

区 分	資 料 名	OFC	OFC (事業者 ベース)	ERC (事業者 ベース)	現地対 策本部	機構対 策本部
1. 組織及 び体制 に関する資料	原子力事業者防災業務計画*1,*2	○	○	○	○	○
	原子炉施設保安規定*1,*2	○	○	○	○	○
	核燃料物質使用施設等保安規定*1,*2	○	○	○	○	○
	廃棄物管理施設保安規定*1,*2	○	○	○	○	○
	連絡体制表及び現地対策本部構成要員リスト	—	○	—	○	—
2. 社会環 境に関 する資 料	大洗研究開発センター周辺地図	—	○	—	○	—
	大洗研究開発センター周辺人口関連資料	—	○	—	○	—
3. 放射能 推定に 関する 資料	施設配置図*1,*2	○	○	○	○	○
	気象観測関連資料*2	—	○	—	○	—
	周辺環境モニタリング関連資料*2	—	○	—	○	—
	原子炉施設設置（変更）許可申請書*1,*2	○	○	○	○	○
	核燃料物質使用（変更）許可申請書*1,*2	○	○	○	○	○
	廃棄物管理事業（変更）許可申請書*1,*2	○	○	○	○	○
	プラント系統図*2	—	○	○	○	○
	原子炉安全保護系ロジック一覧表*2	—	○	○	○	○
	プラントの放射線計測配置図*2	—	○	○	○	○
	プラント主要設備の概要*2	—	○	○	○	○
4. 事業所 外運搬 に関する資料	全国道路地図	—	—	—	○	—

*1 原災法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令第3条に基づき、内閣総理大臣に提出する資料

*2 茨城県、大洗町及び鉾田市の災害対策本部に備え付けるために提出する資料

別表－８ 原子力防災教育の内容

防災教育の内容	対象者	頻度	主な内容
原子力事業者防災業務計画に関する知識	原子力防災要員等	新たに指名された場合、及び1回／年	・原災法及び関係法令の概要 ・原子力防災体制及び組織に関する知識 ・原子力防災組織の各班の業務 ・特定事象通報の基準及び第15条に係る発令、解除の基準等
地域防災計画に関する知識	原子力防災要員等	新たに指名された場合、及び1回／年	・茨城県、大洗町及び鉾田市に係る原子力災害対策計画の概要 ・県、市町村等の災害防災体制及び連携に係る知識
放射線防護に関する知識	原子力防災要員等＊	新たに指名された場合、及び1回／年	・放射線に関する基礎的知識 ・放射線による被ばくとその経路 ・放射線の人体に及ぼす影響 ・放射線防護の措置 ・応急手当の知識
放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	原子力防災要員等 ＊	新たに指名された場合及び機器の設備に変更が生じた場合	・測定機器の用途と目的、測定方法 ・測定器の取り扱い

＊保安規定等に基づく教育訓練を実施している場合は省略することができる。

別表－ 9 原子力防災訓練の内容

訓練項目		訓練内容	対象者	頻度
総合訓練* ¹		機構本部の支援に基づき緊急時体制における現地対策本部の設置、原子力防災要員の招集等の総合訓練を行い、大洗研究開発センター内における情報伝達等が円滑に行われることを確認する。	原子力防災要員等	1回／年
個別訓練 * ²	通報訓練	連絡責任者を中心とした関係機関への通報訓練及び招集訓練	原子力防災要員等	1回／年
	避難訓練	防護活動に従事しない者、来訪者等の避難誘導訓練	防護活動要員以外の者	1回／年
	緊急時環境モニタリング訓練	事業所内及び敷地境界付近についてモニタリングカーによる放射線サーベイ、放射性物質の濃度測定訓練	環境監視グループ	1回／年
	救護訓練	負傷者等のサーベイ及び応急処置、除染、搬送訓練	厚生医療グループ 現場対応班	1回／年

* 1 国、茨城県主催の原子力防災訓練又は保安規定に基づく非常時訓練と兼ねることができる。

* 2 総合訓練の中に、上記の個別訓練のほか、消火及び広報を適宜組み合わせで行うこととするが、個別訓練で実施すれば総合訓練に含めなくともよいこととする。

別表－10(1) 特定事象応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与

派遣先	要員数*2	貸与する主な資機材等*3	数量	実施する主な業務
1. ERC*1	2名	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達
2. OFC*1 (プラントチーム)	3名 (2名)	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・関係機関との調整
3. 茨城県*1	2名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1式	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
4. 立地市町	4名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1式	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
5. 事業所外運搬に係る特定事象発生場所	2名	・資機材輸送車両 ・放射線サーベイメータ ・除染キッド ・エアサンプラー ・道路地図等	1台 3台 1式 1台 1式	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去
6. その他関係機関 ・緊急時モニタリング班及び医療救護班	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング
・原子力緊急時支援・研修センター	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援
7. 他原子力事業者で発生した原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	1台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去

*1 ERC、OFC 及び茨城県へのそれぞれの派遣先には、最低1名を副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、原子力災害合同対策協議会への参画及び広報班、プラントチームの副責任者を兼ねる。

*2 状況により増員を考慮する。

*3 現地対策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。

なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。

別表－10(2) 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与

派遣先	要員数*2	貸与する主な資機材等*3	数量	実施する主な業務
1. ERC*1	2名	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達
2. OFC*1 (プラントチーム、広報班、総括班、合同対策協議会)	4名	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・関係機関との調整
3. 茨城県*1	2名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1式	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
4. 立地市町	4名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1式	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
5. 事業所外運搬に係る特定事象発生場所	2名	・資機材輸送車両 ・放射線サーベイメータ ・除染キッド ・エアサンプラー ・道路地図等	1台 3台 1式 1台 1式	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去
6. その他関係機関 ・緊急時モニタリング班及び医療救護班	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング
・原子力緊急時支援・研修センター	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援
7. 他原子力事業者で発生した原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	1台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去

*1 ERC、OFC 及び茨城県へのそれぞれの派遣先には、最低1名を副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、原子力災害合同対策協議会への参画及び広報班、プラントチームの副責任者を兼ねる。

*2 状況により増員を考慮する。

*3 現地対策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。

なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。

別表－10(3) 原子力災害中長期対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与

派遣先	要員数*2	貸与する主な資機材等*3	数量	実施する主な業務
1. ERC*1	2名	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達
2. OFC*1 (プラントチーム、広報班、総括班、合同対策協議会)	4名	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・関係機関との調整
3. 茨城県*1	2名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1式	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
4. 立地市町	4名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台	・事故情報の提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項他の支援
5. 事業所外運搬に係る特定事象発生場所	2名	・資機材輸送車両 ・放射線サーベイメータ ・除染キット ・エアサンプラー ・道路地図等	1台 3台 1式 1台 1式	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去
6. その他関係機関 ・緊急時モニタリング班及び医療救護班	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング
・原子力緊急時支援・研修センター	2名	・指名専門官の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援
7. 他原子力事業者で発生した原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	1台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去

*1 ERC、OFC 及び茨城県へのそれぞれの派遣先には、最低1名を副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、原子力災害合同対策協議会への参画及び広報班、プラントチームの副責任者を兼ねる。

*2 状況により増員を考慮する。

*3 現地対策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。

なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。

別表一11 原災法第10条第1項に基づく通報基準

測定場所・発生場所	事象	通報基準	備考
放射線測定設備	事業所境界における放射線量の異常 (政令第4条第4項第1号)	・原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の又は二以上に於いて5μSv/h以上のとき。 ・原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてに於いて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の又は二以上に於いての数値が1μSv/h以上であるときは、中性子線測定用可搬式測定器により測定された放射線量と当該放射線測定設備における放射線量を合算した値が5μSv/h以上のとき。 (中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、行う。） ただし、次の場合を除く。 ・排気筒モニタリング設備等の測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（5μSv/h以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。） ・当該数値が落雷の時に検出された場合	・原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備 P-1、P-2、P-6、P-11、P-13、P-15
排気筒出口	通常放出部位からの異常放出 (政令第4条第4項第2号)	・原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、通報事象等規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた通報設定レベルを超える放出があったとき。 ・濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則表1（第5条関係）に基づく係数を乗じて得た値（10分以上継続） ・放射能の測定により管理すべき放射性物質にあっては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則表2（第5条関係）に基づく係数を乗じて得た値（累積）	・計測設備 排気ダストモニタ 排気ガスモニタ
排水口出口	通常放出部位からの異常放出 (政令第4条第4項第2号)	・原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類に応じた水中濃度限度の50倍に相当する放出があったとき。	・各施設の排水設備において、排水の都度、測定された放射性物質の濃度

管理区域外	通常放出部位以外からの異常放出 (政令第4条第4項第3号)	- 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これに類する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が通報事象等規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。 - イ 50 μ Sv/h 以上の放射線量(10 分以上継続) - ロ 当該場所におけるその放射能水準が5 μ Sv/h の放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質の検出。 - ハ 上記の測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	計測器等 γ線測定用サーベイメータ 可搬型γスト測定装置
事業所外運搬	事業所外運搬時の放射線量等の異常 (政令第4条第4項第4号)	- 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において100 μ Sv/h 以上の放射線量が事業所外運搬に係る通報の省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。 - 容器の特性ごとに通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第3条で定める放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合	計測器等 γ線測定用サーベイメータ 表面汚染検査計
原子炉	プラントにおける異常 (政令第4条第4項第5号)	(JMTR, HTTR) - 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。 - 原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 - 原子炉制御室が使用できなくなること。 (常陽) - 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 - 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 - 原子炉の運転中に全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 - 原子炉の運転中に非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続すること。 - 原子炉の停止中に当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。	- 漏えい率11ton/hを上回るナトリウム漏えいが発生した場合 - 主冷却系及び補助冷却系の強制循環による除熱に失敗した場合 - 外部電源が喪失し、非常用ディーゼル発電機による電源の供給にも失敗した場合 2系統ある整流装置、蓄電池、直流母線の組み合わせのうち、整流装置または蓄電池と直流母線の組み合わせ 1 系統を残して機能喪失した場合 - 当該原子炉を冷却する全ての機能(主冷却系、補助冷却系、予熱室ガス系、遮蔽コンクリート冷却系)が喪失した場合 - ただし、長期停止中であって、崩壊熱が原子炉容器の放散熱を下回っている場合を除く

		- 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 - その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等 放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	- 原子炉制御室に火災等の事象が発生し、全ての操作員が退去しなければならない場合 ただし、長期停止中であって、崩壊熱が原子炉容器の放散熱を下回っている場合を除く - 原子炉施設の安全を損なうおそれがある「原子炉施設以外に起因する事象（地震、竜巻、テロ）」が発生した場合
施設の内部 (原子炉の内部を除く)	臨界 (政令第6条第4項第3号)	- 臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。 - 核燃料物質を取扱う施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理等が損なわれる状態 - 臨界状態の発生の蓋然性が高い状態	

注) 事象には、「その他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあつては原子力委員会規則・国土交通省令）で定めるもの」を含める。

別表－12 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の基準及び事象

測定場所・発生場所	事象	通 報 基 準	備 考
放射線測定設備	事業所境界における放射線量の異常 (政令第6条第3項第1号)	・原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の1地点で5μSv/h以上のγ線が検出され10分以上継続又は2地点以上で5μSv/h以上のγ線が検出されたとき。 ・原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の1又は二以上についての数値が1μSv/h以上であるときは、中性子線測定用可搬式測定器により測定された放射線量と当該放射線測定設備における放射線量を合算した値が5μSv/h以上のとき。 (中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、行う。） ただし、次の場合を除く。 ・排気筒モニタリング設備等の測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（5μSv/h以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。） ・当該数値が落雷の時に検出された場合	・原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備 P－1、P－2、P－6、P－11、P－13、P－15
排気筒出口	通常放出部位からの異常放出 (政令第6条第4項第1号)	・原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において通報事象等規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた緊急事態設定レベルを超える放出があったとき。 ・濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等に相当する値に、排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表1（第5条関係）に基づく係数を乗じて得た値（10分以上継続） ・放射能の測定により管理すべき放射性物質にあっては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等に相当する値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表2（第5条関係）に基づく係数を乗じて得た値（累積）	・計測設備 排気ダストモニタ 排気ガスモニタ
排水口出口	通常放出部位からの異常放出 (政令第6条第4項第1号)	・原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類に応じた水中濃度限度の50倍に相当する放出があったとき。（10分以上継続）	・各施設の排水設備において、排水の都度、測定された放射性物質の濃度

管理区域外	通常放出部位以外からの異常放出 (政令第6条第3項第2号及び政令第6条第4項第2号)	- 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これに類する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が通報事象等規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。 - イ 5mSv/h以上の放射線量(10分以上継続して検出する。) - ロ 当該場所におけるその放射能水準が 500 μ Sv/h の放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質の検出。 - ハ 上記の測定が困難である場合にあつて、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 - 事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において 10mSv/h 以上の放射線量が事業所外運搬に係る通報の省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあつて、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。 - 容器の特性ごとに通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条で定める放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合	計測器等 γ線測定用サーベイメータ 可搬型ダスト測定装置
事業所外運搬	事業所外運搬時の放射線量等の異常 (政令第6条第3項第3号)	- 事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において 10mSv/h 以上の放射線量が事業所外運搬に係る通報の省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあつて、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。 - 容器の特性ごとに通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条で定める放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合	計測器等 γ線測定用サーベイメータ 可搬型ダスト測定装置

原子炉	プラントにおける異常 (政令第6条第4項第4号)	(JMTR, HTTR) - 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 - 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）によって原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 - 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 - 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 - 原子炉の運転中に全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 - 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。 - 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。 - 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 - 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 - その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	- 制御棒の挿入とは、自動スクラム、手動スクラム、制御棒励磁電源切りによる急速挿入のことをいう。また、停止したことの確認は中性子計表（起動系）により行う。 - 主冷却系、補助冷却系の強制循環及び主冷却系の自然循環による除熱に失敗した場合 2系統ある整流装置、蓄電池、直流母線の組み合わせの全ての機能が喪失した場合 - 燃料破損を検知するとともに、原子炉格納容器内の線量率又は炉心燃料集合体出口冷却材温度が異常に上昇した場合 - 事故等に起因し、原子炉容器内の液位がスケールダウンした場合 - ただし、ナトリウム漏えい量又は炉心燃料集合体出口冷却材温度から、照射済燃料集合体の燃料部の露出に至らないことが確認できる場合を除く - 監視カメラ等により液位が上方2メートル以上にあらることが確認できなくなった場合 - 原子炉施設の安全を著しく損なうおそれがある「原子炉施設以外に起因する事象（テロ）」が発生した場合
施設の内部 (原子炉の内部を除く)	臨界事故 (政令第6条第4項第3号)	核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。	

注) 事象には、「その他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力委員会規則（事業所外運搬に就いては原子力委員会規則・国土交通省令）で定めるもの」を含める。

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者	
住所 _____	
氏名 _____ 印	
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
(担当者 所属 電話)	
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人の自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日		
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者		
住所 _____		
氏名 _____ 印		
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)		
(担当者 所属 電話)		
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
業 務 の 種 別	防災要員の職制	その他の防災要員
情 報 の 整 理 、 関 係 者 と の 連 絡 調 整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広 報		名
放 射 線 量 の 測 定 そ の 他 の 状 況 の 把 握		名
原 子 力 災 害 の 発 生 又 は 拡 大 の 防 止		名
施 設 設 備 の 整 備 ・ 点 検 、 応 急 の 復 旧		名
放 射 性 物 質 に よ る 汚 染 の 除 去		名
医 療 に 関 する 措 置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等		名

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人の自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日			
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者			
住所 _____			
氏名 _____ 印			
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)			
(担当者 所属 電話)			
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第 9 条第 5 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
区 分		選 任	解 任
正	氏 名		
	選 任 ・ 解 任 年 月 日		
	職 務 上 の 地 位		/
副	氏 名		
	選 任 ・ 解 任 年 月 日		
	職 務 上 の 地 位		/

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 複数の副防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人の自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、 都道府県知事、市町村長 殿		
届出者		
住 所 _____		
氏 名 _____ 印		
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
(担当者 所属 電話)		
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の 規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定 設備	設 置 数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定 設備	設 置 者	
	設置場所	
	検出され る数値の 把握方法	
	設 置 者	
	設置場所	
	検出され る数値の 把握方法	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

		年	月	日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、 都道府県知事、市町村長 殿				
届出者				
住 所 _____				
氏 名 _____ 印				
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)				
(担当者 所属 電話)				
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。				
原子力事業所の名称及び場所				
放射線障害防護用器具	汚染防護服		組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		個	
	フィルター付防護マスク		個	
非常用通信機器	緊急時電話回線		回線	
	ファクシミリ		台	
	携帯電話等		台	
測定器等	排気筒モニタリング設備		台	
	その他の固定式測定器		台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台	
	中性子線測定用サーベイメータ		台	
	空間放射線積算線量計		個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台	
		測定器	台	
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台	
		測定器	台	
	個人用外部被ばく線量測定機器		台	
	その他	エリアモニタリング設備	台	
		モニタリングカー	台	
その他資機材	ヨウ素剤		錠	
	担架		台	
	除染用具		式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		式	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

特定事象発生通報

		年 月 日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、 都道府県知事、市町村長 殿		
第 10 条通報		通報者名 _____ 連絡先 _____
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称 及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		(24 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

特定事象発生通報

		年 月 日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、 都道府県知事、市町村長 殿		
第 10 条通報		通報者名 _____ 連絡先 _____
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		(24 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

異常事態連絡様式 (第 報)

(発信時刻: 時 分)

平成 年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、
都道府県知事、市町村長 殿

通報者 _____
連絡先 _____

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。

原子力事業所の名称及び場所		名称: _____ 事業区分: _____ 場所: _____
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	_____ 原子力緊急事態に該当 (□する、□しない)
	想定される原因	□特定 _____ □調査中 _____
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	_____ (別添: 有 無)
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び 汚染拡大の有無 確認時刻 ____ 時 ____ 分	被ばく者の状況 □無 □有: 被ばく者 _____ 名 要救助者 _____ 名 汚染拡大の有無 □無 □有: _____
	気象情報 確認時刻 ____ 時 ____ 分	・天候 : _____ ・風向 : _____ 方位 ・風速 : _____ m/s ・大気安定度 : _____
	周辺環境への影響	□無 □有: _____
	応急措置	

異常事態連絡様式（第 報）

(発信時刻： 時 分)

平成 年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、
都道府県知事、市町村長 殿

通報者 _____

連絡先 _____

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく
通報以後の情報を通報します。

原子力事業所の名称及び場所		名称：_____	事業区分：_____
		場所：_____	
特定事象の発生箇所			
特定事象の発生時刻		平成 年 月 日 時 分 （24時間表示）	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	_____	
		原子力緊急事態に該当 (□する、□しない)	
	想定される原因	□特定_____ □調査中 _____	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等		
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 確認時刻__時__分	被ばく者の状況 ☐ 無 ☐ 有：被ばく者_____名 要救助者_____名 汚染拡大の有無 ☐ 無 ☐ 有：_____	
	気象情報 確認時刻__時__分	・天候 : _____ ・風向 : _____ 方位 ・風速 : _____ m/s ・大気安定度: _____	
	周辺環境への影響	☐ 無 ☐ 有：_____	
	応急措置		

(別添：有 無)

応急措置の概要報告

年　月　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、
都道府県知事、市町村長　殿

第 2 5 条通報

報告者名

連絡先

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき応急措置の概要について、以下の通り報告します。

発信日時	平成　年　月　日　時　分	送信者	
受信日時	平成　年　月　日　時　分	受信者	

1．事故件名：

2．事故発生日時：　平成　年　月　日　時　分

3．応急措置の概要

4．その他の事項

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

応急措置の概要報告

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、
都道府県知事、市町村長 殿

第 2 5 条通報

報告者名

連絡先

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 2
5 条第 2 項の規定に基づき応急措置の概要について、以下の通り報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	

1. 事故件名 :

2. 事故発生日時: 平成 年 月 日 時 分

3. 応急措置の概要

4. その他の事項

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

防災訓練実施結果報告書

年 月 日 原子力規制委員会 殿 報告者 住所 _____ 氏名 _____ 印 〔 法人にあってはその名称 及び代表者の氏名 〕 (担当者 所属 電話) 防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のため 想定した原子力災害 の概 要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
次回防災訓練に向けた改善点	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

備考 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。